

第24回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

【事業報告】
主要な営業所及び工場
新株予約権等の状況
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況

【連結計算書類】
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

【計算書類】
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

ブロードマインド株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様は電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1. 企業集団の現況

主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

① 当社

本	社	東京都渋谷区			
大	阪	支	社	大阪府大阪市中央区	
名	古	屋	支	社	愛知県名古屋市中区
福	岡	支	社	福岡県福岡市中央区	
金	沢	支	社	石川県金沢市	

② 子会社

M I R A I 株 式 会 社	東京都渋谷区
株 式 会 社 イ ノ セ ン ト	大阪府大阪市北区
Money With 株 式 会 社	東京都新宿区

2. 会社の現況

(1) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

(単位：千円)

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,230
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,230

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び当社子会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 「コンプライアンス基本方針」、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス委員会規程」等のコンプライアンス体制に係る諸規定を遵守した職務執行を行う。
 2. コンプライアンス室が業法を中心とした法令遵守徹底に向けた取組を統括し、コンプライアンス委員会（取締役を委員長とし、各営業部門部門長、コンプライアンス担当責任者、コンプライアンス室長、内部監査室長及び常勤監査役にて構成されており、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催）との連携を図りながらコンプライアンスの状況の把握・分析及び執行責任者会議への報告を行う。
 3. コンプライアンスに関する教育・研修を適宜実施し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 4. 代表取締役社長直轄の内部監査室が、監査役会及び会計監査人との連携・協力のもと内部監査を実施し、職務の適法かつ適切な運営と内部管理の徹底を図る。
 5. 当社及び当社子会社の取締役の職務執行が、法令・定款・規程に違反することなく適正に行われていることを確認するため、監査役による監査を行う。
 6. 事故や不祥事等のコンプライアンス違反を未然に防止することを目的とし、法令上及び社会通念上疑義のある行為に対して従業員が情報提供を行えるよう内部通報制度を設置・運営する。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 1. 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 2. 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 「リスク管理規程」に基づき、取締役及び従業員は不測の事態も含めた事業運営に係る様々なリスクを積極的に予見し、諸リスクの把握、評価に努める。
2. リスクの種類に応じたリスク責任部門を定め、各業務の深い知見に根差したリスク管理体制を構築する。
3. リスクが発見された際には、ビジネスストラテジー本部長に速やかに報告するものとし、ビジネスストラテジー本部長は当該リスクが経営に重大な影響を及ぼすと判断した場合は、取締役会に報告し、その内容に応じて顧問弁護士、公認会計士等と協議したうえで適切な対応を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と業務執行機能を分離し、各管掌部門における業務執行については「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に沿って各執行責任者が担うこととし、月次で開催される取締役会において業務執行の監督と業務執行に係る重要な意思決定を行う。なお、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
2. 業務執行を円滑に行うために執行責任者会議を月に1回行い、取締役会の審議事項の予備的な審議を行うことで、経営意思の決定や業務執行の迅速化・効率化を図る。なお、必要に応じて臨時執行責任者会議を開催する。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の取締役、従業員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社へ派遣した非常勤役員を通じ、子会社の取締役の職務執行状況について報告を受ける。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
上記③の損失の危機に関する事項については、当社企業集団の各社に適用されるものとし、当社において当社企業集団全体のリスクを網羅的かつ統括的に管理する。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「関係会社管理規程」を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、重要事項の執行については当社ビジネスストラテジー本部長による指示・管理のもとで当社企業集団としての適正な運営を図る。

二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部監査室は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。内部監査室は「内部監査規程」に基づき、当社のみならず子会社も監査対象として定期的に内部監査を実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、従業員の取締役からの独立性に関する事項、及び従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役は、内部監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令できるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役の指揮命令は受けないものとする。
2. 当該従業員に係る人事異動・人事考課等については、監査役の意見を反映して決定するものとする。

⑦ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制

1. 監査役は、取締役会のほか執行責任者会議等重要な会議に出席し、取締役及び従業員から業務執行状況の報告を求めることができる。
2. 取締役及び従業員は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告するとともに、当社企業集団に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見したときには、直ちに監査役に報告する。

ロ. 子会社の取締役、監査役及び従業員が当社の監査役へ報告をするための体制

1. 当社の監査役は、子会社の取締役会のほか子会社の重要な会議に出席し、子会社の取締役、監査役及び従業員から業務執行状況の報告を求めることができる。
2. 子会社の取締役及び従業員は、当社の監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告するとともに、当社企業集団に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見したときには、直ちに当社の監査役に報告する。

ハ. 監査役への報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び当社子会社は、監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

二. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、監査役監査の実効性を高めるため、代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。
2. 監査役は、定期的に会計監査人及び内部監査室と連携をとり、監査役監査を行う。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

1. 反社会的勢力との関係・取引・利用を一切行わないことを基本方針とし、その堅持・徹底のため、「反社会的勢力対応マニュアル」を規定し、人事総務部を事務局として体制の整備・教育を実施する。
2. 反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、当該マニュアルに定めるところにより、ビジネスストラテジー本部長を委員長とする「反社会的勢力対策委員会」を設置し、警察等の外部専門機関との連携も適宜図りながら、会社組織全体で毅然とした対応を取る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 「取締役会規程」に基づき、毎月1回の定期取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当事業年度においては14回の取締役会を開催いたしました。取締役会では、月次決算及び業務執行に係る報告がなされており、取締役が相互に業務執行状況の監視・監督を行っております。
- ② 「監査役会規程」に基づき、毎月1回の定期監査役会を開催しており、当事業年度においては12回の監査役会を開催いたしました。監査役会においては、監査計画の策定及びその実施状況について情報を共有するとともに、内部監査室と随時意見交換や情報共有を行うなど連携を図っております。監査役は、每期策定される監査計画書に基づき、取締役会を含む重要な会議への出席、実地監査、意見聴取を行い、内部統制システムの整備・運用状況を中心に業務活動全般にわたり監査を実施しております。また、会計監査人と定期的に意見交換を行い、より実効性の高い監査の実施に努めております。
- ③ 「執行責任者会議規程」に基づき、毎月1回の定期執行責任者会議を開催しており、当事業年度においては12回の執行責任者会議を開催いたしました。執行責任者会議においては、業務執行を円滑に行うために、取締役会の審議事項の予備的な審議を行うことで、経営意思の決定や業務執行の迅速化・効率化を図っております。
- ④ 「コンプライアンス委員会規程」に基づき、当事業年度においては12回のコンプライアンス委員会を開催いたしました。コンプライアンス委員会においては、コンプライアンスの状況の把握・分析や執行責任者会議へ上程すべき事項の検討及び決定を行っております。

- ⑤ 内部監査室は、每期内部監査計画を策定し、当該計画に基づき全部門を対象とした内部監査を実施しており、より実効性の高い監査体制を実現するため定期的に監査役、会計監査人との意見交換を行っております。また、内部監査の結果については、代表取締役社長へ都度報告するとともに、改善状況に関するフォローアップも行っております。
- ⑥ 当社では、コンプライアンス室が主管となってグループ全体のコンプライアンス体制の強化・推進を目的に、社内業務の定期的なモニタリング及び研修等を通して企業活動における法令遵守・営業活動上の諸問題の解決に向け対応しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	626,750	526,750	2,880,689	△132,492	3,901,699
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額					
新 株 の 発 行	21,446	21,446			42,892
剰 余 金 の 配 当			△223,250		△223,250
親会社株主に帰属する当期純利益			231,620		231,620
自 己 株 式 の 取 得				△171	△171
連結子会社の増加による 非支配株主持分の増減					－
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）					－
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	21,446	21,446	8,369	△171	51,090
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	648,196	548,196	2,889,058	△132,663	3,952,789

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	そ の 他 の 包括利益累計額合計			
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	201	201	191	9,590	3,911,682
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額					
新 株 の 発 行					42,892
剰 余 金 の 配 当					△223,250
親会社株主に帰属する当期純利益					231,620
自 己 株 式 の 取 得					△171
連結子会社の増加による 非支配株主持分の増減				7,500	7,500
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）	△92	△92	△70	△14,055	△14,218
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	△92	△92	△70	△6,555	44,371
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	108	108	120	3,035	3,956,053

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称 M I R A I 株式会社
株式会社イノセント
Money With株式会社

当社は、2025年1月31日付で株式会社We&との共同出資によりMoney With株式会社を設立したため、連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

主要な会社等の名称 株式会社セゾン保険サービス

② 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

該当事項はありません。

③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社等の名称等

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 販売用不動産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ. 仕掛販売用不動産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ハ. その他有価証券

匿名組合出資の会計処理

匿名組合出資については、出資時に「投資有価証券」を計上し、匿名組合が獲得した純損益については持分相当額を「匿名組合投資利益又は匿名組合投資損失」に計上するとともに、同額を「投資有価証券」に加減しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

自社利用のソフトウェア 5年

のれん 4～10年

顧客関連資産 7年

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ロ. 返金負債

生命保険契約者の短期解約に伴い生命保険会社に対して返戻する代理店手数料の支払いに備えるため、短期解約実績率に基づく当社負担見込額を計上しております。

ハ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、一部の子会社については、法人税法の規定に基づく法定繰入率を適用しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

イ. 生命保険代理店手数料及び損害保険代理店手数料

顧客のニーズに応じて、保険会社に対し保険契約の取次を行う義務と、取り次いだ保険契約の維持保管理を行う義務を負っております。

保険会社に対し保険契約の取次を行う義務については、保険契約の取次後、保険契約が有効となった時点で充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で収益を計上しております。

また、取り次いだ保険契約の維持保管理を行う義務については、サービスの提供期間が完了する都度充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で収益を計上しております。

当該事業においては、保険会社に取り次いだ保険契約者が早期に保険契約の解約を行った場合、対価の一部を保険会社に返金する義務があるため、保険会社に対する予想返金額については、収益から控除するとともに、返金負債を計上しております。返金の見積りに当たっては過去の実績等に基づく期待値法を用いております。各社ごとに過去3年間の戻入額の実績率を算定し、加重平均して算出しております。

ロ. 金融商品仲介手数料、住宅ローン代理手数料

顧客のニーズに応じて、金融機関に対し金融商品又は住宅ローンの取次を行う義務を負っております。

金融商品又は住宅ローンの取次後、金融商品又は住宅ローンが有効となった時点で充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で収益を計上しております。

ハ. 不動産販売売上

顧客との媒介契約に基づき顧客の不動産売買成立に向けた一連の業務に関する義務と、顧客との不動産売買契約に基づき用地の仕入から施工まで行ったマンションの引き渡しを行う義務を負っております。

顧客の不動産売買成立に向けた一連の業務に関する義務については、媒介契約により成立した不動産売買契約に関する物件が引き渡された時点で充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で収益を計上しております。

また、用地の仕入から施工まで行ったマンションの引き渡しを行う義務については、当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

当社グループの連結計算書類は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結計算書類の作成にあたって、資産、負債、収益及び費用に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結計算書類の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりです。
(返金負債)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

	当連結会計年度
返金負債	166,600千円

返金負債は、生命保険契約者の短期解約に伴い生命保険会社に対して返戻する代理店手数料の支払いに備えるため、過去3年間の生命保険会社への返戻額の実績を基礎にして返戻料率を算出し代理店手数料に乗じることとで算定しております。

当該返戻額は、経済環境の悪化や生命保険契約者の個別的な理由等の外部要因により発生する可能性があり、将来的に発生する生命保険会社への返戻額の見積りは不確実性が高い領域であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	500,000千円
借入実行残高	－千円
計	500,000千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,886,816株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	223,250	40	2024年3月31日	2024年6月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	240,305	42	2025年 3月31日	2025年 6月30日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 241,600株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投機的な取引は行わない方針であり、一時的な余剰資金は、主に安全性の高い銀行預金で運用しております。また、資金調達については、事業計画に照らして必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は、非上場株式であります。非上場株式は、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行会社における経営成績及び財務状態の悪化等のリスクに晒されております。このリスクについては、定期的に財務内容を把握することにより管理しております。

営業債務である未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、事業活動に係る資金調達を目的としたものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表に計上している、「現金及び預金」、「売掛金」、「未払法人税等」、「未払金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

「長期借入金」については、重要性が乏しいことから、注記を省略しております。

市場価格のない株式等は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	当連結会計年度 (2025年3月31日)
関係会社株式	108,690

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

収益区分	報告セグメント	
	フィナンシャルパートナー事業	
	一時点	一定期間
生命保険代理店手数料	3,057,680	731,433
損害保険代理店手数料	18,210	149,565
金融商品仲介手数料	229,942	－
住宅ローン代理手数料	42,202	－
不動産販売売上	1,250,993	－
その他	521,964	19,973
顧客との契約から生じる収益	5,120,995	900,972
外部顧客への売上高	5,120,995	900,972

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

(単位：千円)

	当連結会計年度（期首） （2024年4月1日）	当連結会計年度 （2025年3月31日）
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	207,342	217,298
契約資産	428,239	574,673
契約負債	203,138	203,330

(注) 1. 契約負債は、生命保険代理店手数料及び損害保険代理店手数料における保険契約の維持保全管理を行う義務にかかる顧客からの前受金に関連するものであります。この契約負債は、収益認識に伴い取り崩されます。

2. 当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は203,138千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの取り次いだ保険契約の維持保全管理を行う義務については、すべて1年内で当該履行義務が充足されるものであります。そのため、残存履行義務に関する記載は、省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 690円88銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 41円30銭 |

9. 企業結合等に関する注記

2024年2月29日に行われた「セブン保険ショップ」の事業譲受について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額の見直しを行った結果、当連結会計年度の連結計算書類に含まれる比較情報において取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されており、事業譲受日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が完了したため、のれんとして計上していた金額の一部を組み替えております。

この結果、暫定的に算出されたのれんの金額460百万円は、取得原価の配分額の確定により159百万円減少し、301百万円となっております。

のれんの減少は、顧客関連資産が230百万円、繰延税金負債が71百万円それぞれ増加したことによるものです。また、前連結会計年度の利益剰余金が1百万円減少しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新 予 約 株 権	純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計				
				繰越利益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	626,750	526,750	526,750	2,616,522	2,616,522	△132,492	3,637,532	191	3,637,723
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	21,446	21,446	21,446				42,892		42,892
剰 余 金 の 配 当				△223,250	△223,250		△223,250		△223,250
当 期 純 利 益				233,556	233,556		233,556		233,556
自己株式の取得						△171	△171		△171
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							－	△70	△70
当 期 変 動 額 合 計	21,446	21,446	21,446	10,305	10,305	△171	53,026	△70	52,956
当 期 末 残 高	648,196	548,196	548,196	2,626,828	2,626,828	△132,663	3,690,558	120	3,690,679

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

匿名組合出資の会計処理

匿名組合出資については、出資時に「投資有価証券」を計上し、匿名組合が獲得した純損益については持分相当額を「匿名組合投資利益又は匿名組合投資損失」に計上するとともに、同額を「投資有価証券」に加減しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 4～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

自社利用のソフトウェア 5年

のれん 4～10年

顧客関連資産 7年

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

② 返金負債

生命保険契約者の短期解約に伴い生命保険会社に対して返戻する代理店手数料の支払いに備えるため、短期解約実績率に基づく当社負担見込額を計上しております。

③ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

① 生命保険代理店手数料及び損害保険代理店手数料

顧客のニーズに応じて、保険会社に対し保険契約の取次を行う義務と、取り次いだ保険契約の維持保全管理を行う義務を負っております。

保険会社に対し保険契約の取次を行う義務については、保険契約の取次後、保険契約が有効となった時点で充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で収益を計上しております。

また、取り次いだ保険契約の維持保全管理を行う義務については、サービスの提供期間が完了する都度充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で収益を計上しております。

当該事業においては、保険会社に取り次いだ保険契約者が早期に保険契約の解約を行った場合、対価の一部を保険会社に返金する義務があるため、保険会社に対する予想返金額については、収益から控除するとともに、返金負債を計上しております。返金の見積りに当たっては過去の実績等に基づく期待値法を用いております。各社ごとに過去3年間の戻入額の実績率を算定し、加重平均して算出しております。

② 金融商品仲介手数料、住宅ローン代理手数料

顧客のニーズに応じて、金融機関に対し金融商品又は住宅ローンの取次を行う義務を負っております。金融商品又は住宅ローンの取次後、金融商品又は住宅ローンが有効となった時点で充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で収益を計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	32,418千円
短期金銭債務	563千円

- (2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	500,000千円
借入実行残高	－千円
計	500,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 28,967千円

営業費用 733千円

営業取引以外の取引高 19,098千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 165,249株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	74,694千円
未払賞与	91千円
返金負債	51,012千円
未払事業所得税	1,804千円
未払事業税	8,633千円
減損損失否認	35,380千円
拠点閉鎖損失	382千円
減価償却超過額	3,437千円
のれん償却超過額	25千円
顧客関連資産償却額	10,910千円
未払地代家賃	47,296千円
資産除去債務	5,086千円
その他	2,280千円
繰延税金資産小計	241,036千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,934千円
繰延税金資産合計	237,101千円
繰延税金負債	
顧客関連資産	△60,969千円
繰延税金負債合計	△60,969千円
繰延税金資産の純額	176,132千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.14%
住民税均等割	8.71%
評価性引当額の増減額	△9.63%
賃上げ促進税制に係る税額控除	△8.74%
その他	△2.41%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.69%

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	M I R A I 株式会社	所有 直接 100.00%	役員の兼任 資金の貸付	資金（短期）の貸付（注）	630,000	関係会社短期貸付金	—
				資金（短期）の回収（注）	630,000		
				資金（長期）の貸付（注）	469,000	1年内回収予定の 関係会社長期貸付金	600,000
				資金（長期）の回収（注）	445,000	関係会社長期貸付金	394,000
				利 息 の 受 取（注）	13,218	未 収 収 益	8,910
子会社	株式会社イノセント	所有 直接 67.00%	役員の兼任 資金の貸付	資金（長期）の貸付（注）	20,000	1年内回収予定の 関係会社長期貸付金	3,933
				資金（長期）の回収（注）	2,953	関係会社長期貸付金	13,112

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付について、取引金額は期末残高を記載しております。また、貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 645円03銭
(2) 1株当たり当期純利益 41円64銭

11. 企業結合等に関する注記

連結注記表「9. 企業結合等に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。